

平成31年度

# 市民税・県民税の申告について

平成29年度よりマイナンバーの記載が必要となりました

平成31年1月1日現在、坂東市に住所のある方は収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、平成30年中の所得などについての申告をお願いします。

## 申告書の提出期限は

**3月15日(金)です**

申告期限が近くなると会場が混雑しますので、お早めに申告してください。

## 次に該当する方は

**市民税・県民税の申告の必要はありません**

◆所得税の確定申告書を提出する方

◆給与所得または公的年金所得のみの方（支払者が支払報告書を市役所に提出している方）。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加、変更がある場合は申告が必要になります。

※所得税の確定申告は不要でも、市民税・県民税の申

## 申告相談の時に

**お持ちいただくもの**

◆ご自身・扶養親族のマイナンバー（12桁）がわかるもの（個人番号カードなど）

※通知カードの場合は、顔写真身分証明書（運転免許証など）が必要となります。

◆印かん（シヤチハタ不可）

◆収入及び所得の分かるもの

◆給与所得者及び年金所得者は、「平成30年分の源泉徴収票」（源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書または給与明細書）

○給与所得以外の方は、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの

※「収支内訳書」を必ず記入してご持参ください。

◆所得控除の分かるもの

- 国民年金、生命、地震の各保険料の控除証明書
- 障害者手帳など、その他所得控除の分かる証明書など
- 医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額の分かるもの

## 市民税・県民税

### 申告書の提出方法

◆申告相談会場に持参

◆課税課あてに郵送

〒306-0692

坂東市岩井4365番地

坂東市役所課税課市民税係

※申告書は課税課、さしま窓口センター及び申告相談会

場にあります。

## 申告相談会場のご案内

会場	受付日	受付時間
さしま窓口センター 2階第1会議室 ☎0297(44)3022 ☎0280(88)1615 (申告期間専用)	2月8日(金) ～15日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9時～11時 午後1時～4時 ※午前の相談は先着100人となります。
岩井公民館 2階会議室 ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	2月18日(月) ～3月15日(金) (土・日を除く)	

※地区にかかわらず、さしま窓口センターと岩井公民館のどちらでも申告することができます。

※会場は大変混雑しますので、お急ぎの場合は古河税務署での申告をお願いします。

### お問合せ

課税課 ☎0297(21)2213

※申告相談期間中(2月8日～3月15日)は各申告相談会場にお問い合わせください。

## 申告相談会場に

**お越しの方へ**

申告相談会場では、簡易

な所得税の申告のみを受け付けています。過年分(平成29年分以前)の確定申告・青色申告・消費税・初年度の住宅借入金等特別控除などの申告がある方は、古河

税務署に提出(郵送可)するか、または電子申告をご利用ください。

### お問合せ

古河税務署

〒306-0868

古河市北町5番2号

☎0280(32)4161